

～学校における感染症罹患の際の提出書類の変更について～

令和3年度より、学校における感染症にかかった際に提出していただく書類が変更になりました。下記をご覧ください、関係書類の提出にご協力をお願いいたします。

※赤字が変更点です。

意見書

医師が記入し登校する際に持参してください。※今までの治癒証明書に替わります。

*該当の感染症

麻疹（はしか）・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・結核・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症（O157等）・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

登園・登校届（学校HPに掲載）

医師の指示のもと保護者が記入し、学校に提出してください。※治癒証明書は必要ありません。

*該当の感染症（第3類感染症：その他の感染症といわれるものです。）

溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）・ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症・带状疱疹突発性発疹



インフルエンザ経過報告書（学校HPに掲載）

医師の指示のもと保護者が記入し、学校に提出してください。治癒証明書は必要ありません。

*インフルエンザ

「登園・登校届」および「インフルエンザ経過報告書」は西原小HPに掲載してありますので、ご利用ください。不明な点は学校までお問い合わせ願います。